

# 向日葵

ひ ま わ り

第24号

平成29年8月9日発行

発行所  
三条市農業委員会



## 可愛い担い手さん

今回、栄中央小学校五年生の食育授業の田植えを取材。

担任の先生からこの授業の後で、「平場と下田の中山間地（棚田）の栽培方法の違い、合鴨農業の栽培方法の違い、かんがい用水の取水方法の違いなどを勉強していく。」とのことでした。子どもたちから「楽しい」という感想を多く聞くことができ、「最初、田んぼの泥の中へ足を入れたらヌルッとして気持ち悪かったけど慣れたら楽しくなってきた。」「もつと、いっぱい植えたい。」というたのもしい声が多くありました。

以前、田植えの時期には田んぼや農道で、子どもたちが笑いながら手伝っている姿も見られました。最近、国策で農業の大規模化や法人化が主流になってきて、田んぼで子どもたちの姿を見られなくなってきたのは何となく寂しい感じがしてなりません。まだまだ身近に可愛い担い手さんがいっぱいいるのに！

（栗原）

# 地域活性化への挑戦 地域おこし協力隊 vol.2



市長表敬訪問

下田地域の地域おこし協力隊は、「NPO法人ソーシャルファームさんじょう」と連携して、人づくりを通して地域活性化を目指し活動しています。農業からスポーツ分野まで幅広い活動を行っています。今回は下田産の芋焼酎製造に向けたプロジェクトを紹介します。

地域おこし協力隊は、下田地域にある農産物を使い、下田地域の方々の新しい「生きがい」と「誇り」、さらに収入につながる逸品を作りたいたいと考えていました。そこで、特産品「サツマイモ」とあらゆる場面で使われる「酒」を組

み合わせ、「下田産本格芋焼酎」の企画を立ち上げ、取組を始めました。目指すものは逸品です。下田地域の住民が主体的に取り組み、自らPRしたくなるものを作るためには、原材料はオール下田産、そして本当に美味しい芋焼酎であることが必要不可欠であると考えました。

逸品を作るため、採用した品種は芋焼酎の本場九州でも使われていた黄金千貫。下田地域ではほとんど栽培されていない品種だったため、試験栽培を兼ねて下田地域内で原材料の生産者を公募しました。黄金千貫を育ててもらった方に、収穫量に応じて芋焼酎をお返しする芋主システムで、年齢、農業経験を問わず29名の協力者が集まりました。

さらに「五輪峠」プロジェクトは思いがけないことや出会いを生んでいます。黄金千貫生産者の中で最年少の今井将智さん(24歳)は、下田出身で地域活性化を志す若者です。昨年初めて農業に携わり、地域活性化を目指す「五輪峠」プロジェクトを知り、芋主として参加してくれました。現在は三条市一ノ木戸商店街に飲食店「TRIBE」をオープンし、「五輪峠」で下田とまちなかをつないでいます。

収穫された黄金千貫は約2t。配った苗の本数から期待できる収穫量を十分に上回る結果でした。焼酎の仕込みは新発田市の金升酒造に依頼しました。金升さんは清酒麹・清酒酵母を用いた芋焼酎作りを行い、すでにいくつかのご当地焼酎の製造を手掛けています。新鮮な下田産黄金千貫でできあがった芋焼酎は、ひととき香り良くすっきりとした味わいになりました。このようにして下田の逸品が完成し、地名にちなんで「五輪峠」と名付けました。

「五輪峠」は社会貢献も担っ



芋焼酎「五輪峠」

ています。封かんシールは五輪峠ふもとにある福祉作業施設ピュアハウスに依頼し、自立支援の一助としました。さらに、2020年東京パラリンピックを見据えて、売上げの一部はプラスポーツに寄付するなど、ただのご当地商品にとどまらない「地域と社会をつなぐ逸品」に仕上げました。

(地域おこし協力隊 大滝)



地域おこし協力隊メンバー

## 『新たな希望』

農業の所得倍増には6次産業化と謳われて、はや8年以上が経っているが、苦戦されている現状がある。新しい取組や特産品が生まれてきているが、商業ベースに乗る商品があまり見当たらない中、「これはちょっといけるかも!」と思わせるアイテムができたように思える。サラリーマンから転職、起業して地元産の食材を中心にした飲食店を開業、農家の若き担い手が誕生するなど明るい話題を巻き起こしている。これらの取組を新たな希望としたい。

(坂井浩行)

## シリーズ 地域農業を支える農業者

井戸場 山田 佳典さん



県内でも有数の果樹産地の井戸場で、地域の中核農家として果樹と水稲の複合経営をされている山田佳典さんをご紹介します。

**\*何を作っていますか**

現在は、梨75a・洋梨5a・桃30a・水稲80aを作付けています。梨は幸水・豊水・南水・秋水・あきずき・新高・新興・新王・新美月、洋梨はルレクチェを栽培し、収穫期を8月中旬から12月に分散しています。桃の栽培品種は12種類、7月中旬から収穫が始まる早生と10月上旬の晩生まで作っています。

**\*いままでで大変だったことは**  
農業を始めて30年、始めた頃は思考錯誤の連続で、水害で園地が泥に埋まったこともあり大変でした。

た。果樹栽培は春が一番忙しく1年中手が抜けないことや、梨の受粉作業と桃の適期除袋、適期収穫はやはり苦勞が伴います。

**\*今後の展望は**

新品種で受粉作業が要らない新王・新美月を増やしたいと思っています。収穫した果物は大島園協の共同選果場に出荷していますが、今後は産直や直売も考えていきたいと思っています。

忙しい時期にも関わらず、終止笑顔で最後に「皆さんにおいしい

果物をお届けしますよ。」と語られました。農業委員や大島園協の会長も経験されている山田さん、今後とも地域のリーダーとして、ご活躍されることを期待いたします。(眞野)

茅原 梅田 清司さん

茅原で地域の担い手として活躍の梅田清司さんをご紹介します。

**\*自己紹介してください**

昭和53年に高校を卒業し建築関係の会社に就職しました。父が亡くなる10年前に農業を受け継ぎ、現在58歳です。

**\*就農のきっかけは**

父が体調をくずし重労働ができ



なくなつたので、止む無く農業をすることを決心しました。

その頃の経営面積は3haと小規模だったので兼業でやることになりました。

**\*いままでで大変だったことは**

水田管理のことは勿論、収益がどのくらいで、どんな機械設備が良いのかも見当が付きませんでした。特に最初の2年間はそんな感じでしたが、近年では身近な離農者から委託を受け、現在の経営面積は7haです。兼業の私にとって

**\*これからの目標は**

水田作業の分散化のため直播と移植でやっていますが、今後は新品種の栽培と機械設備を充実させ、もう少し経営規模を拡大したいと考えています。

**\*いま、思うことは**

私としては、目標に挙げたような農業をやりたいのですが、息子が農業を継いでくれるかどうかかわからないこともあって機械設備への投資は難しいと思っています。

私同様、後継者不足などで先のこととはわからない農家が多くなっています。今後は個人経営から集落営農、機械利用組合、農業法人など担い手の組織化に向けて、地域で検討を重ねていかなければならないと思っています。

梅田さんは、茅原集落の農地の約6割(約20ha)を梅田さんから3人の方で耕作されている地域の担い手です。やる気満々の梅田さんからお話を伺いし安心しました。やる気さえあれば、同じ志を持っている方もいると思いますので、まずは「これからの地域農業をどうしたいのか。」から一緒に考えていただき、担い手のリーダーとして、益々活躍されることを期待し、私どもも応援いたします。

(原田・栗原)



## 愛郷心と向上心をもって

第2調査部会長

阿部 新一郎



第2調査部会長に就任し早いもので2年が過ぎました。調査部会の主な役割としては、毎月開催する農業委員会総会に向けて、農地利用集積計画、農地法第3条、第4条及び第5条の規定による許可申請、事業計画変更申請等の書類審査や現地調査を実施しているところです。

今日の農業を取り巻く情勢は非常に厳しく、低迷が続く米価、生産調整の廃止や経営所得安定対策交付金の廃止等で疲弊する農家が増えているように思います。そうした中でも、農作物の息吹が感じられる緑溢れる美しい大地を見ることができます。お盆が過ぎますと間もなく米の収穫準備で忙しくなりそうですが、順調に育っている農作物の様子を見るにつけ、この美しい緑豊かな農地は、多くの先人達から学び受け継いできたことを、これからは私たちが、真剣に後世へ引き継いでいかなければならないと思っています。自分達の住んでいる地域の農地は、自分達で守って行くという愛郷心と向上心が大切だと思えます。その為にも農業委員の一員として、地域の皆様と共に力を合わせ、少しでも農業生産力の向上や地域の発展につながるよう活動していく所存でございますのでよろしくお願い申し上げます。

## 遊休農地の解消に向けて(農地パトロール実施中)

## 農地の利用状況調査(農地パトロール)

農業委員会では、遊休農地(耕作放棄地)の解消や違反転用の早期発見・是正指導などを目的に、毎年、農地の利用状況調査を実施しています。



## 遊休農地の利用意向調査を実施します!

遊休農地については、今後の農地利用についての意向調査を行います。

## ○遊休農地とは…

- ・現に耕作してなく、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地
- ・周辺農地と比べて、農地利用の程度が著しく劣っている農地

## 農地の利用状況調査

農地パトロールを実施し、遊休農地を確認した場合は、「再生可能な農地」か「再生困難な農地」かを判断します。

## 再生可能な農地と判断

利用意向調査を実施

## 再生困難な農地と判断

非農地とするかどうかの判断

## 利用意向調査

遊休農地の利用意向調査は、次の1から5の中から回答していただきます。

- 1 農地中間管理事業を利用する。(ただし、農業振興地域内の農地が対象)
- 2 農地利用集積円滑化団体(JA等)が行う農地所有者代理事業を利用する。
- 3 自ら所有権の移転又は賃借権等の設定を行う。
- 4 自ら耕作する。
- 5 その他(例:農業委員等から借り手を探してもらう。)

## ○農地中間管理事業とは…

農地を貸したい農家(出し手)から農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)への農地の集積・集約化を進めるため、「農地集積バンク(農地中間管理機構)」が農地の受け皿となる事業です。

## 非農地の判断基準と意向確認

### 1 非農地とする場合の判断基準

- (1) 原則として農振農用地区域でないこと。
- (2) 当該農地の位置を確実に把握できていること。
- (3) 当該農地を非農地とすることで、周辺の一体的な土地利用に支障がないこと。
- (4) 当該農地を非農地とすることで、周辺の用排水施設等の機能に支障がないこと。
- (5) 当該農地を非農地とすることで、土砂の流出、崩壊等の災害が発生する恐れがないこと。

### 2 所有者等の意向確認

非農地とした場合は、土地改良区の決済金が発生する場合もあるので、原則として所有者等の意向を事前に確認したうえで判断します。異議がなければ農地に該当しない旨の通知書（非農地通知書）をお送りしますので、地目変更登記を行ってください。

## 遊休農地にしていると固定資産税が高くなる場合があります！

農業振興地域内にある遊休農地であって、所有者が農地中間管理機構への貸付けの意向を示さず、自ら耕作もしないで遊休農地のままにしている農地のうち、農業委員会が農地の所有者に対し農地中間管理機構と協議するよう勧告した遊休農地は固定資産税が約1.8倍となります。

## 農地中間管理機構に農地を貸付けた場合は固定資産税が軽減されます！

### 【要件】

- ・所有する全農地（10アール未満の自作地を残した全農地）を新たにまとめて貸し付けること。

### 【軽減内容】

- ・15年以上の期間で貸し付けた場合は5年間、1/2に軽減
- ・10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合は3年間、1/2に軽減

### 【適用期間】

- ・平成28～29年度の2年間（2年ごとに延長される場合あり）

## 農地の所有者全員と連絡がとれない場合の農地の貸借

共有地の持分の過半を超える同意があれば、利用権設定（農地中間管理事業の貸借、農業委員会の利用権設定など）ができます。ただし、持分全員の同意がない場合は5年以内の契約となります。

## 耕作者不在、又は不在となることが確実な場合の農地の貸借

次の1から5のいずれかに該当する場合で、かつ、相続未登記あるいは共有名義になっているなど持分の過半を有する者を確知できない場合は、農業委員会が「所有権等を確知できない旨の公示」の手続きを行い、公示後6か月以内に所有者等からの申出がないときは、農地中間管理機構が4か月以内に知事に裁定を申請し、5年を限度に農地中間管理事業を利用することができます。

- 1 農地の所有者等で耕作の事業に従事するものが死亡したもの
- 2 農地の所有者等で耕作の事業に従事するものが遠隔地に転居したもの
- 3 農地で耕作の事業に従事している者から農業委員会に対し、その農地について耕作の事業の継続が困難であり、かつ、公示が必要である旨の申出があったもの
- 4 農地にかかる農地中間管理権の残存期間が1年以下であって、機構の過失がなくてその農地の所有者を確知することができないもの（農地中間管理権の設定後、所有者等が不明となった農地）
- 5 県知事の裁定により設定された農地中間管理権の残存期間が1年以下のもの

ご不明な点は、農業委員会事務局までお問い合わせください。（直通電話：0256-34-5635）

## 先進地視察研修に参加して

島根県 有限会社 奥出雲椎茸・ライスフィールド有限会社  
鳥取県 JAグループ鳥取の農産物直売所「わったいな」

農業委員の先進地視察研修として、山陰地方の島根・鳥取県を視察しました。

1日目の視察先「(有)奥出雲椎茸」は、島根県奥出雲町にある第三セクターの会社です。椎茸等の原料供給から販売までを地域内で一貫して行うシステムや季節に左右されない水耕野菜の栽培や出荷など、産業として成り立つ農業の推進や同社が有する集出荷センター、櫛木センター、水耕施設等の運用状況などについて研修しました。従業員約170名、年間販売額は約12億円にもなるそうです。近隣の生産農家から直接椎茸等を買取り、



有限会社 奥出雲椎茸



有限会社 奥出雲椎茸の「生きくらげ」

集出荷センターに集めて選別、パッケージに詰めて、大阪・広島方面に冷凍車で出荷されています。原木の伐採後は植林し20～30年サイクルで伐採して山の保全管理をしているそうです。

2日目の視察先は、松江市の「ライスフィールド有限会社」です。稲作を中心とした農業経営を行う中で、稲わらの飼料用への活用などで総売上高1億円以上を達成する経営手法や耕作放棄地の借り入れなど環境を守る農業の取組を研修しました。「生まれ育った地域の農地を守り活かし田園風景を守っていきたい。」という強い思いから、「農業経営の拡大・農地の維持と管理を心がけます。」と

の経営理念の基、平成17年7月に会社を設立されました。12人の社員で261人から借りた農地約140haを経営しています。20～30歳代の社員が7人いて平均年齢は39.7歳と若く勢いのある会社です。代表者は松江市の農業委員も務められ、強いリーダーシップを発揮されていますが、将来的には担い手不足を懸念されていました。数棟の格納庫には、大型トラック・大型トラクター・各種作業機械などが所狭しに格納され、規模拡大と農業機械の大型化の大変さを感じました。

3日目の視察先は、島根県産の旬の農畜産物やそれを原料として製造した特産加工品を扱う地場産プラザ「わったいな」と、鳥取県産の食材を使ったレストラン「大國亭」、鳥取の食を体験できるイベントが行われる食育交流ホール「とりっこ広場」からなる鳥取県の食の情報発信拠点です。



農産物直売所「わったいな」

旬の農産物フェアや味噌づくり講座、らっきょうの漬け方講座なども開催される新しいスタイルの直売所となっています。各施設と連携した運営等について研修しました。

研修の途中に出雲大社に参拝させていただき、三条市の農業の発展と自身の健康・家内安全を祈りました。

(先進地等視察研修検討委員長 内山 清)



ライスフィールド有限会社の大型機械

## 農業者年金に加入しませんか

農業者が老後生活を安心して暮らすために欠かせない農業者年金。今回は、農業者年金加入者であり、農業者年金加入推進副部長を務めています小林茂宏農業委員をご紹介します。



### 農業者年金加入のきっかけは？

私は昭和57年に高校を卒業後就農して間もなく農業者年金に加入しました。しかし手続きをしたのは私ではなく父でした。それは父が農業者年金のメリットを十分に理解していたからだと思います。

### 農業者年金加入の魅力は？

いろいろ有利な点が多い農業者年金ですが、私がお伝えしたいのは保険料が社会保険料控除の対象となり所得税が安くなることと、この低金利の時代に平成27年度までの14年間の平均利回りが年2.73%となっていることの2点です。運用についてはもちろん変動もあり今後もこの金利が続くとは限りませんが、個人の資産をこれだけ高利回りで運用するのはなかなか難しいと思うので、そこに魅力を感じます。

### まだ加入されていない方へ

元気で長生きすることを目指している私にとって、終身受給できる農業者年金は今後とても頼りになる年金です。それはきっと農業者である皆さんも同じことだと思います。是非男性だけでなく女性も加入をご検討ください。

農業委員会では、戸別訪問を行っていますので、いつでもお気軽にご相談ください。

**次の3つの要件を満たす方であれば、どなたでも加入できます。**

年間60日以上  
農業従事

国民年金1号  
被保険者

60歳未満



わたしたち、農業者年金加入推進部長・副部長、事務局職員にご相談ください!!

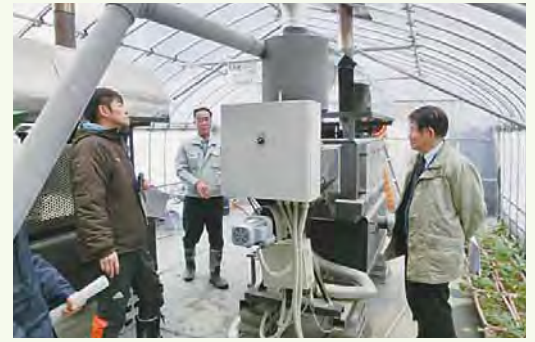
農業委員会事務局(直通電話：0256-34-5635)

## 籾殻の活用事例を視察しました！

これまで籾殻は圃場整備後の暗渠工事の埋め戻し材として利用されてきたが、今は需要が少なくなっています。籾殻は稲作農家では必ず発生する副産物であり量も多く処理が大変です。田への散布や燻炭として利用されている農家も見受けられますが、籾殻の処理は農家にとって非常に頭の痛い問題であります。

今回視察した見附市の(株)あかりテックの籾殻の活用事例を紹介します。(株)あかりテックでは30ha分の籾殻を燃料とする籾殻ストーブの燃焼排熱を利用するビニールハウスで、冬期間、葉物野菜類を栽培し直売所へ出荷されています。籾殻は重油に比べて約30%の燃料費で済むとの試験結果があるそうです。燃えカスは良質な薫炭になり土壌改良材として販売されています。煙、臭いがほとんど出ない籾殻ストーブは、大規模農家や農業生産法人などの籾殻処理対策の方向を探るものとして期待されるほか、冬期間の雇用と農業収入の確保にもつながります。

農業法人が導入する場合には行政の補助事業を活用できるそうです。1月下旬外はまだ雪が大分ありましたがハウスの中は春のような暖かさでした。(星野)



### ●申請書の締切日は毎月10日です。

- 農地の所有権移転や転用などの許可申請の締め切りは毎月10日(10日が休日の場合は前日又は前々日)です。
  - 許可申請・届出用紙は農業委員会事務局に配置のほかホームページからダウンロードしてください。
- ホームページアドレス <http://www.city.sanjo.niigata.jp/nouij/>

#### 農地の売買、貸借などの締切日

農地法第3条、4条、5条、基盤強化法関係  
 9月8日(金) 10月10日(火) 11月10日(金) 12月8日(金)  
 1月10日(水) 2月9日(金) 3月9日(金)

#### 総会開催日

9月29日(金) 10月31日(火) 11月30日(木) 12月27日(水)  
 1月31日(水) 2月28日(水) 3月28日(水)



発行日 毎週金曜日(月4回)  
 購読料 月額700円(送料・税込)  
 申込先 農業委員会事務局  
 (毎月15日までの申込みで、翌月から送付いたします。)



### ◆◆編集後記◆◆

農業委員会日より「向日葵」第二十四号をお届けします。

農業委員会では農地パトロールを実施して農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する利用意向調査を実施しています。作付されていない農地を【再生可能】と【再生困難】に仕分け。【再生可能】な遊休農地は、農地中間管理機構への貸付を誘導。農地として【再生困難】な土地は、農業委員会が速やかに【非農地判断】を行うこととなっています。

しかしながら書いたように事が進むか、また、進めていいものかと考えさせられます。

守るべき農地と地域の維持・発展につながる土地利用を皆さんとともに相談し現在の膠着している土地利用を線引きし直すこと必要性を今、問われています。

(廣川)

委員長	廣川 哲也
副委員長	佐藤 満 星野 英治
委員	桑原 一郎 眞野 薫
	坂井 良雄 村井善一郎
	原田 勝 坂井 浩行